



報道関係者 各位

平成 30 年6月1日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 野城 一宏

労働紛争調整官 西村 浩二

(電話) 028-633-2795 (F A X) 028-637-5998

学生のみなさん！！

アルバイトでお困りのことはありませんか？

～ 大学で相談をお受けします ～

★学生のアルバイトについて、「労働条件が明示されていない」「適切に賃金が支払われない」といった法違反や「学業と両立できないシフトを組まれる」などの問題ある例がよく指摘されています。

★このため、栃木労働局（局長 ^{しろかね} 白兼 ^{としき} 俊貴）では、昨年度に引き続き大学生等を対象として、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とする「アルバイトの労働条件確かめよう！」キャンペーン（別添1）を実施しています。

★キャンペーンの一環として、平成30年6月及び7月に栃木県と連携し、県内の3つの大学で、**アルバイトでのトラブルについて出張相談**を以下により実施し、相談をお受けします。

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

出張相談の予定（問合せは、各大学ではなく、上記「照会先」へお願いします。）

*平成30年6月5日（火）15時45分から16時45分

宇都宮大学 峰キャンパス学生会館2階（宇都宮市峰町350）

*平成30年6月14日（木）11時30分から13時00分

国際医療福祉大学 G棟就職情報コーナー相談室（大田原市北金丸2600-1）

*平成30年7月24日（火）12時00分～13時00分

宇都宮共和大学 ゼミ室（宇都宮市大通り1丁目3番18号）

また、出張相談以外でも随時相談を受けています。

○フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ ろうどう

0120-811-610 月～金：午後5時～午後10時
土・日：午前9時～午後9時

○行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー(若者相談コーナー※)」
(労働局や労働基準監督署の中にあります)にご連絡ください。

(平日午前8時30分～午後5時15分)

栃木労働局「総合労働相談コーナー(若者相談コーナー)」

☎ 028-634-9112

※キャンペーン期間中(4/1～7/31)は「総合労働相談コーナー」に「若者相談コーナー」を設置し、学生等若者からの相談を重点的に受けています。

<参考資料>

- 別添1 平成30年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要(栃木労働局)
- 別添2 リーフレット「事業主の皆さんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！」
- 別添3 リーフレット「～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！労働法クイズ～君は何問正解できるか？」

平成 30 年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

栃木労働局

栃木労働局は、栃木県と連携し、大学生、短大生、専門学校生（以下「大学生等」という。）が、大学等に入学後、学生生活の充実のためにアルバイトを行う際、適正な労働条件が確保され、トラブルに巻き込まれないために、重点事項の事業者及び学生等への周知啓発などを通じて「労働条件を確かめる」ことを促すことなどを目的として、当キャンペーンを実施する。

- 1 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日から 7 月 31 日
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)
- 2 重点事項
 - ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
 - ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
 - ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
 - ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止
- 3 実施事項
 - ① 大学等への出張相談の実施
栃木県と栃木労働局連携による大学への出張相談を実施する。
出張相談の予定(各大学への直接の問い合わせは不可。)
平成 30 年 6 月 5 日 (火) 15 時 45 分から 16 時 45 分
宇都宮大学 峰キャンパス大学会館 2 階(宇都宮市峰町 350)
平成 30 年 6 月 14 日 (木) 11 時 30 分から 13 時 00 分
国際医療福祉大学 G 棟就職情報コーナー相談室(大田原市北金丸 2600-1)
平成 30 年 7 月 24 日 (火) 12 時 00 分～13 時 00 分
宇都宮共和大学 ゼミ室 (宇都宮市大通り 1 丁目 3 番 18 号)
 - ② 総合労働相談コーナーにおける「若者相談コーナー」の設置
栃木労働局、各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知啓発の実施

キャンペーンの趣旨について、記者発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の掲載依頼等により周知する。

④ リーフレット等の配布

リーフレット（別添2、別添3）、等を使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に配布するほか、監督指導等の際に事業主等に配布する。

※厚生労働省においては、既に全国の大学等へリーフレット等を送付し、新入学時のガイダンス等での配布、掲示等を依頼しています。

また、大学等の団体、全国大学生生活協同組合連合会、全国社会保険労務士連合会等に対して、各団体に応じた取組による協力を依頼しています。

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャンペーン中です！！

実施期間：平成30年4月～7月

重点事項

- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取られて言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ホットライン(電話での相談は...)
月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前9時～午後9時

はい！ いろいろ
 **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoyou/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～8の中にあります



アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ8
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ7
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですね。 ○か×か。	⇒ テーマ3 テーマ8
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代替わりを見付けてから辞めるしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。

「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>

【クイズの答え】 ①× ②○ ③× ④○ ⑤× ⑥× ⑦○ ⑧× ⑨×



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」